東海市上下水道事業告示第2号

水道料金及び下水道使用料に係る納付事務について地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の2の3第1項による指定をしたため、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名称	所 在 地
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る取扱事業者

名称	所 在 地
株式会社 セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社 セコマ	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
山崎製パン 株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社 ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ミニストップ 株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1
国分グループ本社 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665 番地1
株式会社 しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
PayPay株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号

KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
LINEPay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号
株式会社ファミマデジタルワン	東京都港区芝浦3丁目1番21号
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
楽天銀行株式会社	東京都港区港南2丁目16番5号
GMOペイメントゲートウェイ株式会 社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号

3 法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日